

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果の概要 | | |
|-----------------------|-----|-----------------------------|--|--|---|------------------------|------|---|---|---|
| 5 環境 アセ スメント | (1) | 環境影響 評価制度の 運営及び 充実 | 環境影響評価制度の充実と適正な審査を通じて、環境影響評価対象事業において環境保全上の適切な配慮を確保する。 | | 環境影響評価法による 手続開始件数 (うち当初から法による 手続開始延件数) | 144 (94) (H15年度) | - | ・環境影響評価法に基づき手続を開始したものは144件(うち手続完了70件)あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは94件(うち手続完了25件)。 ・環境影響評価対象事業については、環境大臣意見を踏まえた、事業者における環境影響評価書の補正により、環境保全への適切な配慮を確保。 ・生態系の定量的評価手法等環境影響評価を行うための技術的手法が未確立のものがある。 ・事後評価やレビューについての理解、これらに基づく予測手法や対策技術の評価結果の情報提供が不十分。 ・スコーピングの活用、関係主体間のコミュニケーションについてはまだ不十分。 | | |
| | | | (下位目標1) | 必要な事業について事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われ、事業に反映されること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標2) | 予測の不確実性が補われ、得られた情報が事業に反映されること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標3) | 国民に環境影響評価制度が理解され、適正な意見が提出され、適切に事業に反映されること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標4) | 国及び地方公共団体によって適切な審査が行われ、適切に事業に反映されること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標5) | 環境影響評価制度全体が適切に運営され、効率的に環境影響評価制度の効果が発揮されること。 | | - | - | | | - |
| | (2) | 戦略的環境 アセスメント の推進 | 国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。 | | | | | ・いくつかの個別事業分野における上位計画策定に当たって、環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示された。 ・東京都や埼玉県において、上位計画に関して環境配慮を確保するための条例や要綱が制定されるとともに、いくつかの上位計画に対しては、実際に環境影響評価が実施された。 | ・目標達成のためのシステム構築の動きが見られ、全体として目標に向け進展があったものの、未だ全ての上位計画や政策について、環境保全上十分な環境配慮のシステムが導入されている状況にない。 | |
| | | | (下位目標1) | 国の行政機関によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標2) | 地方公共団体によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | | - | - | | | - |
| | | | (下位目標3) | 事業者によって、上位計画について環境保全上の適切な配慮が行われること。 | | - | - | | | - |

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果の概要 |
|----------------------------|---|---|-------------------------------|------------------|--------------------------------------|--|---|
| 6 環境に配慮した地域づくりの支援 | 地域に対する取組支援と地域間の連携を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。 | | - | - | - | ・環境基本計画の理念のもと、地方公共団体が環境に配慮した地域づくりを行えるよう、財政、ノウハウ及び情報提供等多面的な支援事業を実施。 | ・地域環境総合計画策定支援事業においては、平成14年度末までに都道府県・政令指定都市の全てと、588の市町村において策定された計画のうち、370団体に支援を実施。 ・知恵の輪は、運用停止によりアクセス数が減少したものの、年間平均1日当たり1,300件のアクセスがあり、一定のニーズは充足。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 |
| | (下位目標1) | 全国の地方公共団体が、環境に配慮した地域づくりに向けた取組を進める。 | 地域環境総合計画策定自治体数 | 約600 (H15年度) | - | | |
| | (下位目標2) | 地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。 | 地域環境行政支援システム(知恵の環)のアクセス数(件/日) | 1,286 (H15年度) | 2,000 (H18年度) | | |
| 7 試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等 | 環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。 | | - | - | - | ・競争的資金等を活用し、環境行政の重要課題に沿った調査研究・技術開発が効率的・効果的に推進。 ・その成果は、環境行政の重要課題の促進、民間の環境保全活動に活用。 ・地球環境研究総合推進費を活用し、様々な分野における調査研究を実施。 ・衛星・航空機・船舶等を活用した温室効果ガスの広域モニタリングに関する基盤を整備。 | ・科学技術関係経費の平成15年度の予算額は306億円であり、同年度の政府全体の科学技術関係経費の約1%にとどまっている。 ・環境分野の重要性に鑑みると、一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を図ることが課題。 |
| | (下位目標1) | 環境分野における競争的資金を拡充する。 | 競争的資金の予算額(百万円) | 4,880 (H15年度) | 5,700 (H16年度末) | | |
| | (下位目標2) | 独立行政法人国立環境研究所における中期目標を達成する。 | 独立行政法人評価委員会の業務実績の評価 | A (H14年度) | B以上 (H17年度末) | | |
| | (下位目標3) | ナノテクノロジーを活用した環境技術を開発する。 | - | - | モニタリング、多角的評価、除去膜の3技術を実用化 (H19年度末) | | |
| | (下位目標4) | 環境技術の環境保全効果等を第三者が客観的に実証する手法・体制の確立を図る。 | - | - | 7技術分野について技術実証の手法・体制の確立 (H19年度末) | | |
| | (下位目標5) | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書における我が国の研究者の引用貢献度を、第3次評価報告書に比べ大幅に増加させる。 | 引用貢献度 | 1倍 (H13年度) | 第3次報告書の1.5倍 (H19年度) | | |
| | (下位目標6) | 衛星により、オゾン層及びオゾン層破壊物質、全球の温室効果ガスの監視・観測を実施する。 | - | - | - | | |
| | (下位目標7) | 地球温暖化対策の基礎となる監視・観測の充実を図るため、航空機・船舶等によるモニタリングシステムの構築を目指す。 | - | - | - | | |

| 施策名 | | 達成すべき目標 (下位目標) | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果の概要 |
|---------------------|-----------------|---|--|----------------|-------------------|---|---|
| 8 公害防止計画の推進 | | 公害の著しい地域等を解消する。 | | 公害防止計画策定地域数* | 33 地域 (H15 年度) | - | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度に公害防止計画が終了した 4 地域については、1 地域を除いて継続。 ・平成 14 年度の全国環境基準超過状況調査に基づき、新たに 2 地域において公害防止計画が策定され、平成 15 年度の公害防止計画策定地域は、平成 14 年度から 1 地域増加。 |
| | | (下位目標 1) | 公害防止計画の推進により公害防止計画策定市区町村数を減少させる。 | 公害防止計画策定市区町村数* | 316 (H15 年度) | - | |
| 9 環境 保健 対策 | (1) | 公害に係る健康被害について、迅速かつ公正な救済及び未然防止を図る。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・公健法による被認定者への公正な補償給付。 ・同法による健康被害予防事業の推進。 ・環境汚染による健康影響の継続的監視。 |
| | | (下位目標 1) | 「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づき、被認定者への公正な補償給付等の実施を確保する。 | - | - | - | |
| | | (下位目標 2) | 公健法による健康被害予防事業の推進に加え、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視及び調査研究を行う。また、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を推進する。 | - | - | - | |
| | (2) | 水俣病総合対策について、平成 7 年の閣議了解等に基づき確実に実行する。また、水俣病に関する国際協力及び総合的研究について、着実に進める。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 7 年の閣議了解等に基づき、水俣病総合対策、地域再生・振興など着実に実施。 ・水俣病に関する総合的な研究について、医学的研究や臨床・疫学研究を行うなど着実に実施。 |
| | | (下位目標 1) | 平成 7 年の水俣病問題解決に当たっての閣議了解等を踏まえ、水俣病総合対策、地域再生・振興などを着実に実行する。 | - | - | - | |
| | | (下位目標 2) | 水俣病の経験を国内外に情報発信し、世界各地で顕在化している水銀汚染問題について、我が国の経験と技術を活かした国際協力を進める。 | - | - | - | |
| (3) | 環境保健に関する調査研究の推進 | 国民的な関心事となっている大気汚染と花粉症との関係、いわゆる化学物質過敏症、電磁波による健康影響等の諸問題について、調査研究を推進する。 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・スギ花粉症の発症、悪化への大気汚染物質の関与について究明するため、動物実験や疫学調査等の調査研究を推進。 ・いわゆる化学物質過敏症を生じさせるといわれている化学物質による健康影響の実態を解明するため、動物実験や二重盲検法を用いた疫学調査等の調査研究を実施。 ・疫学調査から得られた結果からは、ごく微量のホルムアルデヒドの曝露と症状の発現との間に関連性は認められず。 ・電磁波による健康影響等の諸問題については、環境を通じた超低周波電磁波の個人曝露量把握に関する調査研究や文献調査を推進。 | |

*注：公害防止計画は、現に公害が著しい地域等において、環境大臣の策定指示により関係都道府県知事が作成し、環境大臣により同意される計画で、公害防止計画地域数は、その計画の対象地域数、公害防止計画策定市区町村数は、その計画の対象市区町村数。

| 施策名 | 達成すべき目標 (下位目標) | | 指標 | 実績値 (測定年度) | 目標値 (目標年度) | 達成状況 | 評価結果の概要 |
|-----------------------------|---|--|-------------------------|----------------------|---------------|---|--|
| 10 環境情報の整備・提供 と環境政策の基盤整備 | 環境情報の体系的整備・提供や「e-Japan 重点計画」に基づく申請・届出等 手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含 めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環 境政策の基盤整備を図る。 | | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の体系的整備・提供について、ホーム ページの提供データ量とアクセス数とも増加。 ・電子政府の実現について、オンライン化手続数 の増加、歳入金納付システムの運用開始、「e - G ov」との連携など着実に環境を整備。 ・CIO(情報化統括責任者)補佐官を設置。 ・環境政策の基盤整備として、環境省の内部組織 に関する訓令を改正し、正式に班編制を導入する 等、地方環境対策調査官事務所の体制を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境省 LAN システムを更改し、 利用者の利便性とセキュリティを 向上。 ・環境情報の体系的整備・提供に ついては、ホームページの提供デ ータ量とアクセス数とも増加し、着 実に進展。 ・電子政府の実現については、行 政ポータルサイトの整備、充実な ど着実に環境整備が進んだもの の、効果の発現はこれから。 ・環境省内部組織に関する訓令改 正・制定により、事務範囲の明確 化、事務所業務により、効果的・ 効率的な遂行が可能となった。 ・目標達成に向けて一定の成果が あったところであり、さらなる取組 の推進が課題。 |
| | (下位目標1) | 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策 の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境 情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提 供を図る。 | - | - | - | | |
| | (下位目標2) | 「e-Japan 重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオン ライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。 | 環境省ホームページアクセス件数 | 95 百万件 (H15 年度) | - | | |
| | | | 環境省ホームページで 提供している情報量 | 10,029MB (H15 年度) | - | | |
| | | | オンライン化手続数 | 323 件 (H15 年度) | - | | |
| | | | オンラインによる申請・届出件数 | 4 件 (H15 年度) | - | | |
| (下位目標3) | 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施 し、効率的な研修の実施に努める。 | - | - | - | | | |